第百三十五条に次の一項を加える。

２　前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

第百三十五条の二第一項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第百五十条の見出し及び同条第四号中「技能証明書」を「航空従事者技能証明書」に改める。

第百五十七条の七中「第百三十四条の三第三項の規定に違反して、無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをした」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第百三十二条の十三第九項の規定に違反して、表示を付したとき。

二　第百三十二条の十八第二項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。

三　第百三十二条の十九第一項の規定に違反して、表示を付さなかつたとき。

四　第百三十二条の十九第二項の規定に違反して、表示を付したとき。

五　第百三十二条の三十一の規定に違反して、許可を受けないで無人航空機検査事務の全部を廃止したとき。

六　第百三十二条の三十七の規定に違反して、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

七　第百三十二条の六十五第一項の規定に違反して、許可を受けないで試験事務の全部を廃止したとき。

八　第百三十二条の七十五（第百三十二条の八十三において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで無人航空機講習事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

九　第百三十二条の八十（第百三十二条の八十三において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十　第百三十二条の八十八第一項の規定に違反して、通報をしないで、特定飛行を行つたとき。

十一　第百三十二条の八十八第二項の規定による指示に従わないで、無人航空機を飛行させたとき。

十二　第百三十四条の三第三項の規定に違反して、無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをしたとき。

第百五十七条の七に次の一項を加える。

２　第百三十二条の九十第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百五十七条の七を第百五十七条の十とし、同条の次に次の一条を加える。

第百五十七条の十一　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第百三十二条の五十四の規定に違反して、無人航空機操縦者技能証明書を携帯しないで特定飛行を行つたとき。

二　第百三十二条の八十九第一項の規定に違反して、飛行日誌を備えなかつたとき。

三　第百三十二条の八十九第二項の規定に違反して、飛行日誌に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

第百五十七条の六第一号中「第百三十一条の七第二項」を「第百三十二条の五第二項」に改め、同条第二号中「第百三十一条の十一」を「第百三十二条の九」に改め、同条第七号中「第百三十二条の二第一項第十号」を「第百三十二条の八十六第二項第六号」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第六号中「第百三十二条の二第一項第九号」を「第百三十二条の八十六第二項第五号」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第五号中「第百三十二条の二第一項第四号」を「第百三十二条の八十六第一項第四号」に改め、同号を同条第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四　第百三十二条の八十六第二項第一号から第四号までの規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

第百五十七条の六第四号中「第百三十二条の二第一項第二号」を「第百三十二条の八十六第一項第二号又は」に改め、「又は第五号から第八号まで」を削り、同号を同条第十二号とし、同条第三号中「第百三十二条第一項」を「第百三十二条の八十五第一項」に改め、同号を同条第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十　第百三十二条の八十五第二項の規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

十一　第百三十二条の八十五第三項の規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

第百五十七条の六第二号の次に次の六号を加える。

三　第百三十二条の十四第一項の規定に違反して、指定された使用の条件の範囲を超えて、特定飛行を行つたとき。

四　第百三十二条の十五第一項の規定による命令に違反して、特定飛行を行つたとき（第百三十二条の八十五第四項及び第百三十二条の八十六第五項に該当する場合を除く。）。

五　第百三十二条の二十の規定に違反して、情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供したとき。

六　第百三十二条の二十二第一項の規定による命令に違反したとき。

七　第百三十二条の四十三第二項の規定に違反して、特定飛行を行つたとき。

八　第百三十二条の四十四第二項の規定に違反して、特定飛行を行つたとき。

第百五十七条の六に次の三号を加える。

十七　第百三十二条の八十六第三項の規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

十八　第百三十二条の八十六第四項の規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

十九　第百三十二条の八十七の規定に違反して、必要な措置を講じなかつたとき。

第百五十七条の六を第百五十七条の九とする。

第百五十七条の五中「第百三十二条の二第一項第一号」を「第百三十二条の八十六第一項第一号」に改め、同条を第百五十七条の八とする。

第百五十七条の四の前の見出しを削り、同条中「第百三十一条の四の規定に違反して、無人航空機を航空の用に供した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第百三十二条の二の規定に違反して、無人航空機を航空の用に供したとき。

二　第百三十二条の三十六第二項の規定による命令に違反したとき。

三　第百三十二条の六十六第一項の規定による命令に違反したとき。

四　第百三十二条の七十九（第百三十二条の八十三において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

第百五十七条の四に次の一項を加える。

２　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第百三十二条の三十三第一項の規定に違反して、無人航空機検査事務に関して知り得た秘密を漏らした者

二　第百三十二条の六十三第一項の規定に違反して、試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者

第百五十七条の四を第百五十七条の七とし、第百五十七条の三の三を第百五十七条の五とし、同条の次に次の見出し及び一条を加える。

（無人航空機の飛行等に関する罪）

第百五十七条の六　第百三十二条の九十第一項の規定に違反して、危険を防止するために必要な措置を講じなかつた者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百五十七条の三の二の前の見出しを削り、同条を第百五十七条の四とし、同条の前に見出しとして「（危害行為の防止に関する罪）」を付する。